

消費税改定に合わせた設定と処理について

TPiCS バージョン 3.1 用

2014年4月に施行される消費税8%に合わせ、TPiCSの消費税率設定を変更することにより、以降の伝票データ作成、印刷、買掛明細、売掛明細の消費税額が8%で表示させることができます。

3.1では注残データ、実績データ、受注データ、出荷実績データには、消費税額フィールドを持っていません。買掛明細や、売掛明細では、計算によって消費税額を表示し、テキストに書き出します。

設定は [システム環境設定] - [業務処理方法設定] - [金額・単価・税・原価] - [実績単価等] - 「消費税率」です。

※受注販売管理オプションをお使いで、請求書の集計をする場合は、3月分の請求書を集計するときに、 [システム環境設定] - [業務処理方法設定] - [金額・単価・税・原価] - [実績単価等] - 「消費税率」を5%に戻してください。



